

品種名称審査基準マニュアル

コード	品種名称審査基準	判断基準	不可の事例
	<p>第1 趣旨</p> <p>この基準は、出願品種の名称が法第4条第1項各号の規定に該当するかを判定するための基準を定めたものである。</p>		
	<p>第2 通則</p> <p>出願品種の名称は、次のいずれかに該当する場合には、品種登録することができない。</p>		
210	<p>1 一つの名称</p> <p>一つの出願品種について一つでないとき。</p>	<p>出願品種の名称が漢字を含む名称である場合に、そのふりがなが漢字辞典等の読み、又は、人名（姓）・地名としての一般的な読みと異なり、それぞれが異なる品種の名称であるとの誤解を与える名称</p>	<p>「有美」を「ユーミン」、「秋の月」を「アキノアカリ」、「暁天」を「アカツキ」と読ませるのは不可。 「愛媛」を「エヒメ」と読ませるのは可であるが、「愛子」を「エコ」は不可。</p>
220	<p>2 種苗又は類似商品の登録商標</p> <p>出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標に同一又は類似のものであるとき。</p>	<p>原則として商標審査基準により判断する。 種苗に類似する商品：別表</p> <p>（商標との類似の検索に際しては、色名、地名、記号等を分離する。また、スペースがある場合には、それぞれの単語について検索するが、アルファベットの文字の場合は単語間の結合の度合も考慮して判断する。）</p>	<p>「パープルファンタジー」は、色名である「パープル」を分離した「ファンタジー」について検索し、同一の「ファンタジー」、類似の「Fantasy」又は「ファンタジ」がある場合は「不可」。 （検索の例） 「沖縄満月」は地名である「沖縄」を分離した「満月」について検索する。 「TMD アサヒ」は「TMD」の部分が記号等と解されるので、「TMD」及び「アサヒ」について検索する。 「スターライト キャサリン」はスペースで二つの単語に分けられているので、「スターライト」及び「キャサリン」について検索する。</p>
230	<p>3 種苗又は類似商品に関する役務の登録商標</p> <p>出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標に同一又は類似のものであるとき。</p>	<p>原則として商標審査基準により判断する。 種苗又は種苗と類似の商品に関する役務：別表</p> <p>（商標との類似の検索に際しては、色名、地名、記号等を分離する。また、スペースがある場合には、それぞれの単語について検索するが、アルファベットの文字の場合は単語間の結合の度合も考慮して判断する。）</p>	<p>又、「単語間の結合の度合いを考慮する」とは、例えば以下のとおり。 「MORNING STAR SST」は「MORNING」「STAR」「SST」の間にそれぞれスペースがあるが、「MORNING STAR」が「明けの明星、金星」を意味する熟語と解されるので、「MORNING STAR」と「SST」について判断し、「RIGHT DOG」は、「RIGHT」と「DOG」が単に並んでいると解されるので、「RIGHT」及び「DOG」について判断する。 その他商標の審査結果も参考とする。</p>

240	4 出願品種の誤認及び識別に関する混同 次のいずれかに該当し、出願品種に関して誤認を生じ、又はその識別に関して混同を生ずるおそれがあるとき。		
241	<p>(1) 文字等及びその認識・再生</p> <p>ア 文字等 漢字、平仮名、片仮名、アルファベットの文字、数字等以外で構成されているもの又は数字のみで構成されている名称であるとき。ただし、当該出願品種が交雑品種の親品種、中間母本その他特定の者のみを使用する品種であるときは、この限りでない。</p> <p>イ 使用文字等の認識・再生 極端に長い名称など、一般的な使用者が会話又は文書により認識・再生することが困難な名称であるとき。</p>	<p>数字については、アラビア数字は使用可、ローマ数字は使用不可とする。 極めて簡単な名称及びその他識別力がないもの(245⑥参照)とアラビア数字の組み合わせは認められない。 一般の市場流通が想定されない交雑品種の親品種、中間母本等は、数字のみでも認められる。記号については、語間の「-(ハイフン)」及び「&」、「No.」等の省略を示す「.(ドット)」は使用可、他は使用不可とする。</p> <p>① 20文字(スペースを含む。)を超える名称 ② 長い名称で、名詞が複数並び主要な構成単位がどれか判断できない名称 ③ 擬音語及び擬態語を含む名称(ただし擬態語+名詞は可) ④ 形容動詞等からなり名詞が主要な構成要素となっていない名称 ⑤ 無意味な音節で構成され認識することが困難な名称は認められない。(同盟国等において先に出願されている品種の名称については、その同一性をしんしゃくする。)</p>	<p>「A01」「A001」「A-01」はアルファベットが1字のため不可(「AZ35」はアルファベットが複数のため可)。 「12345」(数字のみのため不可)、「じゅうろく」「十六」「シックスティーン」「Sixteen」(数字を表す文字のみで不可)、 「シューティングスター・スカーレット」(「・(ナカブツ)」は使用不可)、「リップスティックⅡ」(不可)、「ワンダーホワイト③」(○数字は使用不可)</p> <p>① 「スーパーバイオレットアクエリアスピंकレディ平成白雪」 ② 「あきらまゆみ たか ちえこさぶろう」 ③ 「ザーザー」「ワンワン」「キラキラ」「サラサラ」 ④ 「きれいだ」「静だ」 ⑤ 「ぎゃぎゅぎょー」、「ガガガ」</p>
242	<p>(2) 特性等の誤認</p> <p>ア 非有特性 実際には有していない特性を有しているかのような誤解をあたえるおそれがある名称であるとき。</p>		<p>白い花の咲く草花の品種に、又は黄色の果実の果樹の品種に「○○レッド」 晩生の品種に「早生○○○」 一重花の品種に「ダブル○○○」</p>

<p>イ 特性のみからなる名称等</p> <p>出願品種が属する種類に属する他の品種が同じ特性を有している又は有する可能性のある特性について、当該出願品種のみがその特性を有しているかのような誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。</p>	<p>① 特性を示す語句のみからなる名称</p> <p>② 特性を示す語句及びその語句を修飾する語のみから構成される名称</p> <p>③ 特性を示す語句にアルファベット1字のみ、又は数字のみ等識別性の乏しい語が結合した名称は認められない。</p>	<p>①色名のみ名称、杉の品種に「無花粉」、ばらに「とげなしピンク」、草花類に「黄花」、ラン類に「シャインリップ」、ぶどうに「紅房」</p> <p>②草花類に「ファインピンク」（特性を示す語句「ピンク」とその語句を修飾する語「ファイン」のみからなる名称）、「シャイニーレッド」（「シャイニーレッド太陽」は可）</p> <p>③「Mレッド」、「78レッド」（「M78レッド」は可）</p>
<p>ウ 品種由来</p> <p>事実と反して、他の品種に由来し、又は関係するという誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。</p>	<p>他の品種に由来し又は関係することが事実である場合は、特性誤認、育成者誤認等を生じさせない範囲で当該他の品種の名称を含むことは認められる。</p>	<p>既存品種「サザンクロス」に由来しない品種に「サザンクロスホワイト」</p>
<p>エ 品種の価値等</p> <p>比較級若しくは最上級、その他品種の価値を誤認するおそれがある呼称からなる、又はそのいずれかを含む名称であるとき。</p>	<p>① 比較級若しくは最上級の呼称からなる、又はそのいずれかを含む名称</p> <p>② 特性を示す語句、又は既存品種の名称等と結合し、品種の価値を誇張し、優良等との誤解を与えるおそれのある名称は認められない。</p> <p>③ 国民の健康の保護の観点から重大な支障が生じるおそれがあり、健康増進法第31条第1項により虚偽誇大広告等が禁止されるものを含む名称</p> <p>④ 育成地に基づかない国内の地名を含む名称は認められない。ただし、品種由来による場合は認められる。</p>	<p>①「ベスト」、「Superior」、「Sweeter」といった語を含む名称（「ベストフレンド」、「Excellent Mountain」は可、「キャサリンベストイエロー」、「Prime Red Argos」は不可）</p> <p>②「スーパー（super）」、「プライム（prime）」、「エクセレント（excellent）」、「改良」、「インプルード（improved）」等の語を含み、その他の語句との結合により、優良な品種との誤解を与える名称。</p> <p>③食用とする品種に「カロリーオフ」「ダイエット」等の語を含む名称</p> <p>④沖縄県で育成された品種に「北海道〇〇」は不可。</p>
<p>オ 育成者</p> <p>育成者の同定・識別について混同を生ずるおそれがある名称であるとき。</p>	<p>品種由来と考えられる場合は育成者誤認等を生じさせない範囲で認められる。</p>	<p>「知財太郎」が「知財1号」「知財2号」「知財3号」の育成者として知られている場合にその他の者が「知財4号」という名称を使用すること</p>

243	<p>(3) 既存品種の名称</p> <p>規則第17条に規定する類似の農林水産植物に属する他の品種（以下「他の品種」という。）の名称に同一又は類似のものがあるとき。ただし、当該他の品種が既に栽培されておらず、かつ、当該他の品種の名称が特別の重要性を有していない場合であって、出願品種に関して誤認を生ずるおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>商標審査基準の類似性の判断基準を準用しつつ、品種名称の特徴を考慮して、一般的な者が読むことが可能なすべての読み方の音で類似性を判断する。</p>	<p>既存品種「こくおう」が存在するときに出願品種の名称として「黒王」</p> <p>既存品種「北宝（ほくほう）」が存在するときに出願品種の名称として「ほくほう」、「ホクホウ」、「きたたから」</p> <p>既存品種「光陽（こうよう）」が存在するときに出願品種の名称として「高揚（こうよう）」、「光洋（こうよう）」、「向陽（こうよう）」</p> <p>既存品種「リア」が存在するときに出願品種の名称として「リーア」</p> <p>既存品種「豊香（ほうこう）」が存在するときに出願品種の名称として「豊香（ゆたか）」</p>
244	<p>(4) その他知的財産権等</p> <p>第2の2及び3のほか、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 国際機関名</p> <p>国際条約によって商標又はその一部として使用することが排除されている国際機関の名称若しくは略称と同一又は類似の名称を用いているとき。</p> <p>イ 著名な人名</p> <p>特定の個人を示す、又は著名な人名と同一若しくは類似の用語を含むことにより、明らかに当該個人又は著名な人名の権利を侵害するおそれがある名称であるとき。ただし、本人等の了解があるときは、この限りでない。</p> <p>ウ その他</p> <p>その他出願品種の種苗を業として販売する際に使用が禁止されるおそれがあるとき。</p>	<p>現存しない著名な人名は遺族等の了解を得ることなく使用することは認められない。</p> <p>周知・著名商標と同一又は類似の名称は認められない。</p> <p>国名、地方公共団体名等のみの名称は認められない。</p> <p>国内の育成地の地名であっても、地名のみの名称は認められない。</p>	<p>「国連」、「UN」、「赤十字」、「レッドクロス」、「WHO」、「FAO」等</p> <p>「美空ひばり」、「ヨーコオノ」等は本人又は遺族等の了解がなければ不可。</p> <p>「シャネル」、「エルメス」、「オメガ」、「マクドナルド」、「パナソニック」、「ベンツ」「シャネルA6」、「〇〇〇〇 オメガ」等</p>

<p>245</p>	<p>(5) その他識別性</p> <p>その他、品種の同定・識別を著しく困難にするおそれがあるとき。</p>	<p>次のような名称は認められない。</p> <p>① 植物名のみからなる名称</p> <p>② その植物について慣用されている名称</p> <p>③ 出願品種の属する植物名が含まれることにより、品種名称であることが認識困難な名称（ただし、中間母本は当該名称中に中間母本であることを明示する場合には除く。）</p> <p>④ 植物名が含まれることにより、他の植物と誤認するおそれのある名称（ただし、植物名が色名の意味を持つもの、作物区分（※）が異なる植物名が他の語句と結合し、種苗の流通形態を考慮して植物名と誤認するおそれがないと判断されるものは認められる。また、中間母本については当該植物名以外の植物名は認められない。 ※作物区分：食用作物、工芸作物、野菜、果樹、飼料作物、草花、観賞樹、林木、海草、きのこ）</p> <p>⑤ ラン類であって GREX 登録名を含む名称（平成 22 年 4 月 1 日以降の出願品種に限る。）</p> <p>⑥ 極めて簡単な名称及びその他識別力がないもの（数量等を表示する場合に用いられる語句のみからなる名称、元号を表す語句等）</p> <p>⑦ その他品種名であることが認識困難なもの</p>	<p>① 「ばれいしょ」、「かんしょ」（「ばれいしょ 15」「A DDかんしょ」のように数字や記号のみが結びついた名称も認められない。）</p> <p>② ばれいしょに「じゃがいも」、かんしょに「さつまいも」等</p> <p>③ カーネーションに「○○カーネーション」、バラに「○○ローズ 1 号」（トマトの中間母本の品種名称として「トマト中間母本 A 号」は認められる。）</p> <p>④ つばき・ぼたん「○○桜」、りんごに「もものかおり」、草花に「イエローリリー」、さくらそうに「○○さくら」（淡紅色のスイトピーに「アルビレオローズ」、黄橙色のばらに「マリン オレンジ」、淡黄色のゆりに「ポップレモン」、果肉が黄橙色のかぼちゃに「メリーオレンジ」は認められる。）</p> <p>⑤ シンビジウムに「シルバースター」（GREX 登録名のみからなる名称）、シンビジウムに「タイガーテイル アルテア」（GREX 登録名「タイガーテイル」を含む名称）</p> <p>⑥ 「あ」、「ア」、「阿」、「A」等、「net」、「gross」、「平成」等</p> <p>⑦ 「Spring Has Come.」、「特売品」等</p>
<p>246</p>	<p>(6) 社会通念</p> <p>社会通念上使用することが適当でない名称であるもの。</p>	<p>公の秩序又は善良な風俗を害すおそれがある名称は認められない。</p>	<p>「ジャップ」、「ヤンキー」、「テロリスト」等</p>

247	<p>(7) 外国先出願の品種の名称との同一性</p> <p>種苗法10条第1号及び第2号に規定する「締約国等」及び「同盟国」（以下「同盟国等」という。）において先に出願されている品種であって、我が国において出願されている品種の名称が同盟国等において出願されている品種名称と異なるとき（日本語に翻訳された場合を含む。）。ただし、出願品種の名称が同盟国等において出願されている品種名称と同一であっても、第2の2から4までに該当するときには、この限りでない。なお、同法第10条第3号に規定されている国において先に出願されている品種であって、他の同盟国等に出願されていないものについては、本項を適用し、同盟国等と同様に扱うものとする。</p>	<p>同盟国等において先に「Red Shoes」の名称で出願されている品種は、アルファベットによる「Red Shoes」を原則とするが、表音の仮名表記による「レッド シューズ」、「レッドシューズ」の名称で出願できる。</p>	<p>同盟国等において先に「Red Shoes」の名称で出願されている品種を、和訳した「赤い靴」の名称で出願することは認められない。</p>
300	<p>第3 名称の一連性</p> <p>同一の育成者又は出願者による複数の出願品種について、第2の4の(2)のウ及びオの判定に当たっては、名称の一連性をしんしゃくするものとする。</p>		<p>(出願又は登録されている品種「アルゴスホワイト」の育成者が、直接の品種由来がない品種に「アルゴスホワイトマール」として出願することは認められる。)</p>

附則 この改正は、平成27年11月24日から施行する。

附則 この改正は、平成29年4月10日から施行する。(平成29年4月10日付け29食産第29号)